最終更新日：2018年11月28日

霞ヶ関キャピタル株式会社

代表取締役社長　河本　幸士郎
問合せ先：取締役経営管理部長　鈴木　健仁

証券コード：3498

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、社会的責任を自覚しコンプライアンスを徹底し、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただけることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この目的を永続的に高い再現性を持って実現し続けるために、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー（情報開示）」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
小川　潤之	681,520	56.30
河本　幸士郎	186,600	15.41
ＥＥ!スマートエナジー投資事業有限責任組合	84,000	6.94
川口　正人	80,000	6.61
加藤　裕司	53,200	4.39
山下　幸三	43,200	3.57
石井　晃	33,600	2.78
株式会社トリプル・アイ	28,000	2.31
南日本ハウス株式会社	5,600	0.46
小林　祐治	5,600	0.46

支配株主（親会社を除く）の有無	小川　潤之
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況の記載について、下位の1社及び2名の所有株式数及び割合が同数同率のため11番目の株主を以下に記載しております。
氏名：櫻井浩一　所有株式数：5,600株　割合：0.46%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	8 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現状では支配株主との取引は行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針であります。しかし、将来において取引を行う可能性が生じた場合は、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することとしております。また、支配株主との取引が発生する場合には、法令や社内規程に基づき、取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森　一雄	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森　一雄	○	―	大手銀行及び証券会社における豊富な経験と幅広い見識による助言をいただくために、当社より社外取締役の就任を要請したものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査担当者は、監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。
具体的には、会計監査人からの年間監査計画・実績報告を年2回受けるとともに、四半期毎に監査役、会計監査人及び内部監査担当者で三者会議を実施し、定期的な会議以外でも必要に応じ相互間で密接なコミュニケーションや意見交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木　敏夫	他の会社の出身者													
松村　正哲	弁護士													
原田　昌平	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木　敏夫	○	―	金融機関での勤務で培った専門的な実務経験と豊富な知識に基づき、適切な組織運営に関する助言・提言をいただくために、当社より監査役の就任を要請したものです。
松村　正哲	○	―	弁護士として、また他社における社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識による助言をいただくために、当社より監査役の就任を要請したものです。
原田　昌平	○	―	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識による助言をいただくために、当社より監査役の就任を要請したものです。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績の向上へのモチベーションを高めるとともに、当社の企業価値の向上に資することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプション制度を導入し、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別の役員報酬は開示しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役及び監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、各取締役の職務の内容、実績・成果等を勘案して報酬額を決定し、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役 (社外監査役) のサポートは、経営管理部が行っております。
取締役会の資料は、経営管理部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて電子メールや電話にて事前説明を実施することで情報連携を充実させております。
また、監査役会において、内部監査及び監査役監査の情報を共有し、常勤監査役との緊密な連携のもと、監査に必要な情報について報告を行うなど、社外監査役の職務遂行をサポートする環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
当社の取締役会は、6名の取締役 (うち社外取締役1名) により構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

2. 監査役会
当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名 (3名とも社外監査役) の計3名で構成されております。監査役は監査役監査規程及び監査計画に基づき取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

3. 経営会議
当社では、毎月1回、原則として常勤取締役、常勤監査役が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、経営や事業運営に係る重要な討議や決裁及び意思決定、及び各部門の業務執行報告を行っており、出席者が情報を共有し、十分な議論を行っております。

4. 内部監査
当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者3名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

5. 会計監査人

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。
取締役会では毎回活発な議論が行われており、社外取締役1名を選任することで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の監視機能を強化しております。
監査役は、金融機関等での長年の知見、弁護士や公認会計士等の専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っております。
社外監査役3名を選任することで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っております。
以上のことから、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、当社ホームページへの掲載を予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の事業年度末は8月末日であり、比較的集中日を避ける日程の設定が可能と認識しております。なお、実際の開催日に関しましても集中日を避けるように留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにて公表いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に機関投資家及びアナリスト向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページのIRサイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務経理部、経営管理部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「役員倫理規程」及び「役員規程」において、高い企業倫理の保持、違反行為の禁止等について規定し、役職員へ周知徹底することでステークホルダーの皆様より厚い信頼を得るように努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社に関する重要な情報の公正かつ適時適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守することに加え、株主や投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的として適時開示規程を制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システムに関する基本方針」は以下のとおりです。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図ります。

②取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するともに、会社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努めております。

③取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招く恐れを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報します。

④コンプライアンスに関する相談又は不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実行性を高めております。

⑤法令順守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長が内部監査担当を指名し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施しております。

⑥財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の整備・運用等を行う体制を整備しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存並びに管理を行っております。

②取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができます。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクごとの把握と対応を行う体制をとっております。

②重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施できる体制を採っております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切な意思決定を行っております。

②「経営会議規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査役で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行っております。

③業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

5．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況を確認します。

②取締役及び使用人は、主な業務執行について適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告します。

③取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行います。

④取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わないものとしています。

6．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができます。

②監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保します。

③監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担します。

7．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の整備・運用等を行う体制を整備しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、役職員に周知徹底しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

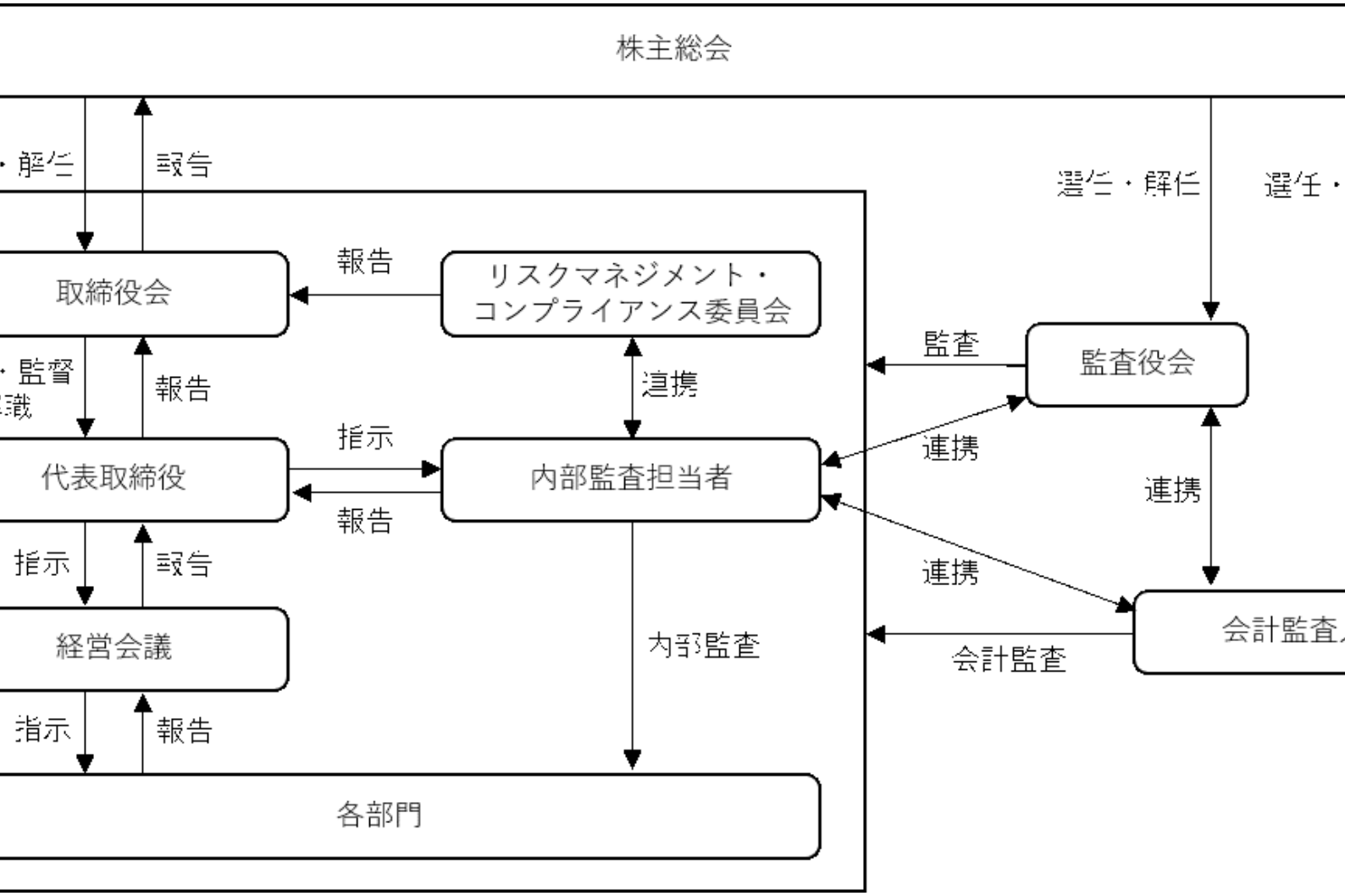
買収防衛策の導入の有無	なし

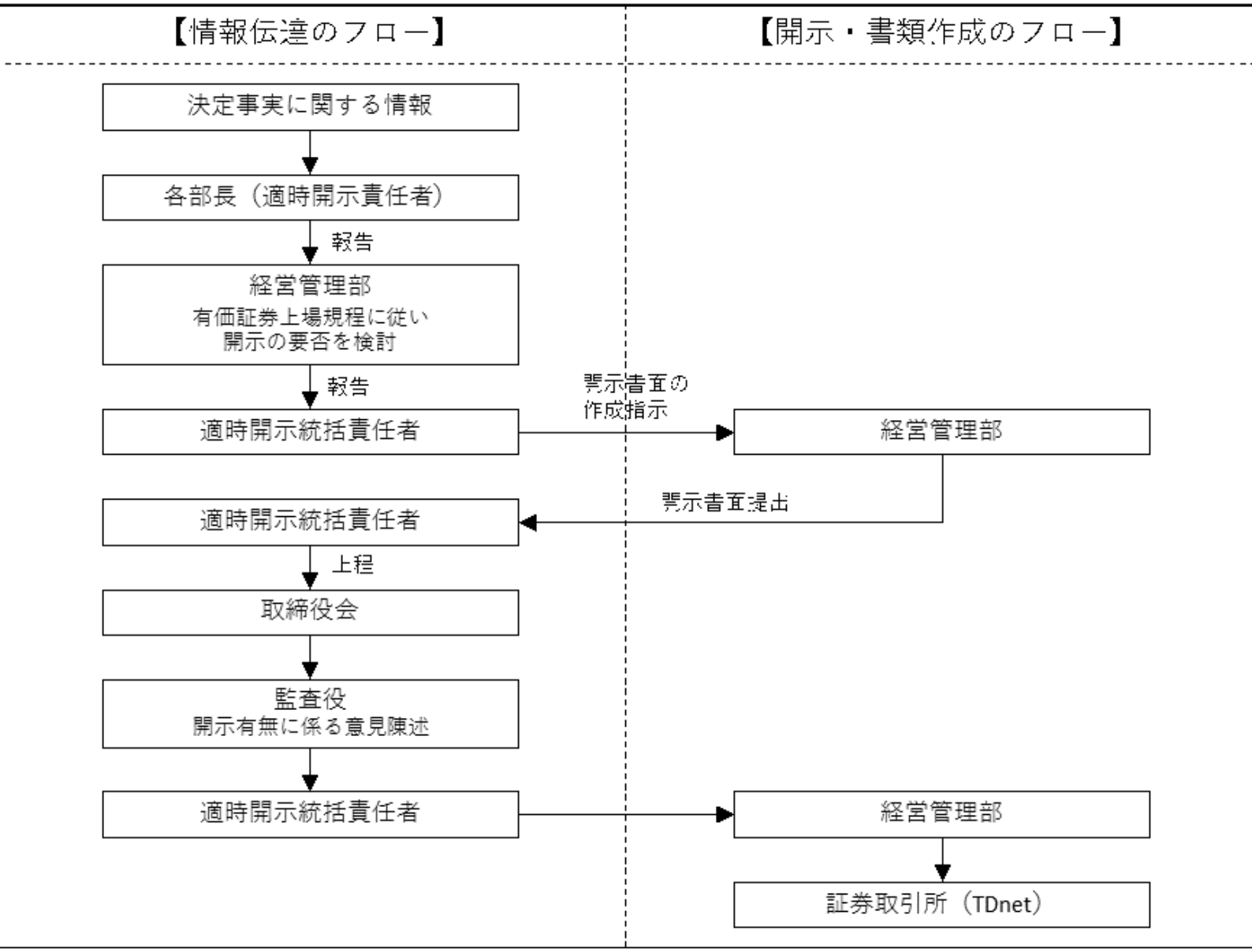
該当項目に関する補足説明

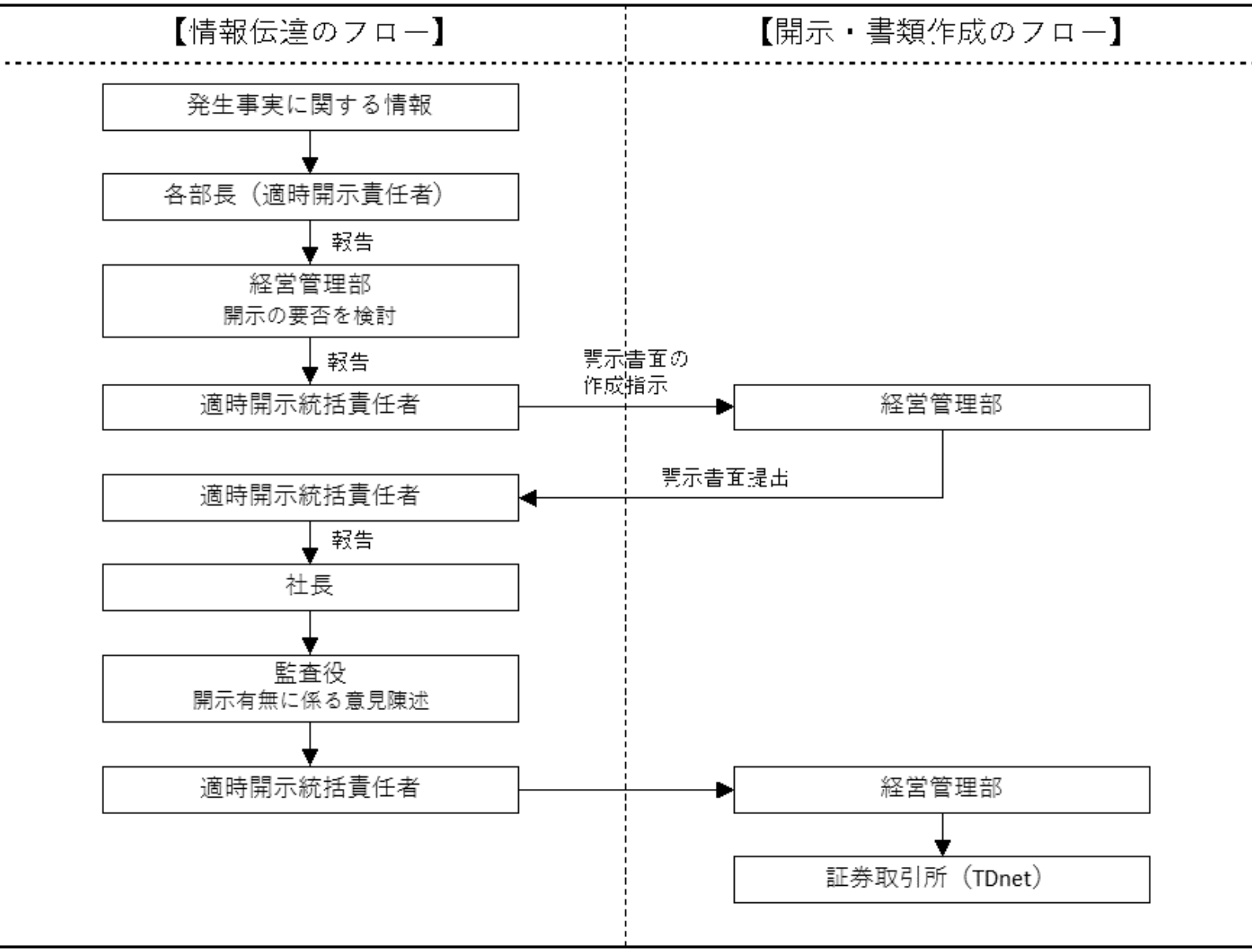
―

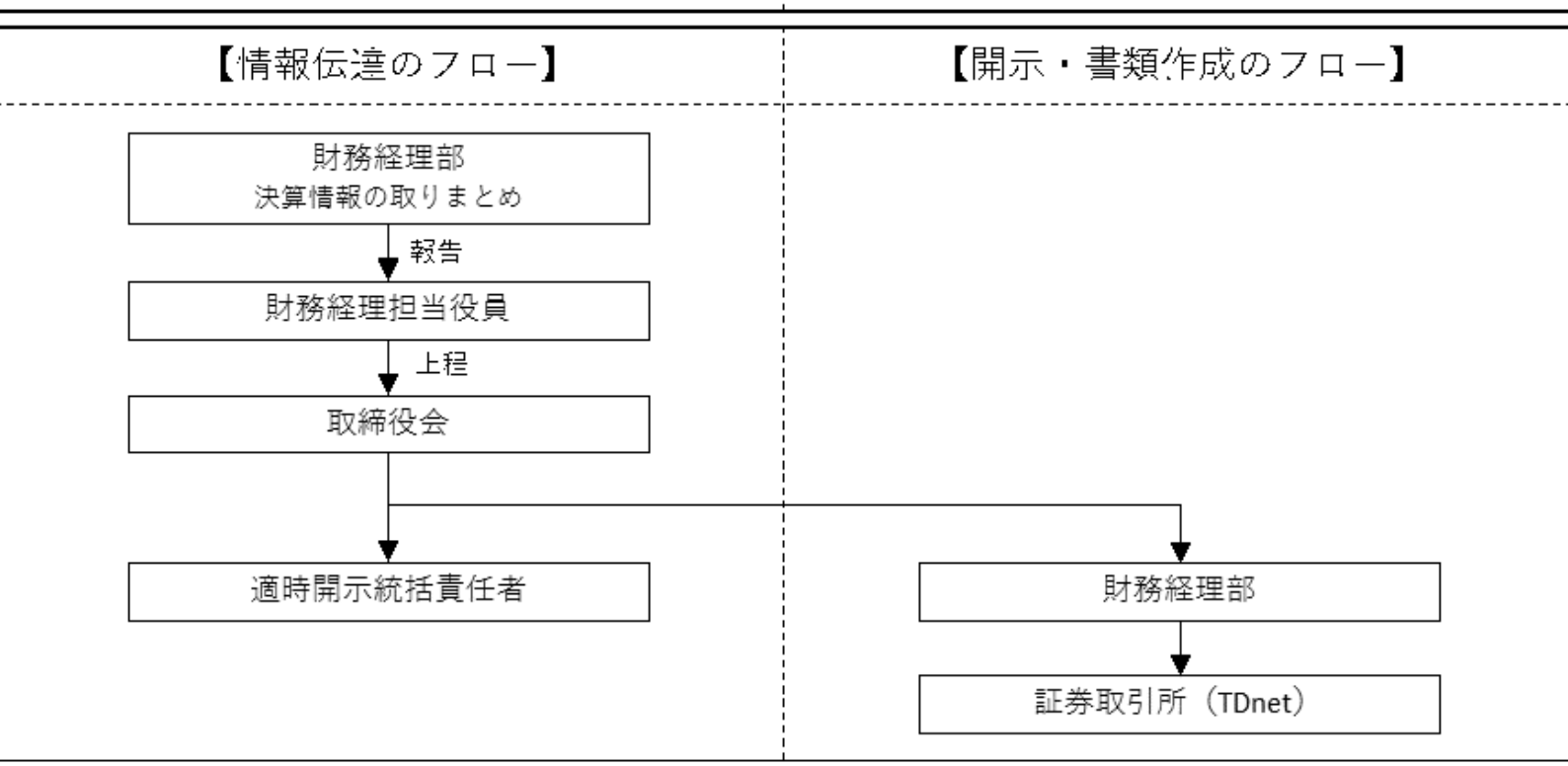
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―




【情報伝達のフロー】
【開示・書類作成のフロー】
決定事実に関する情報
各部長（適時開示責任者）
報告
経営管理部
有価証券上場規程に従い
開示の要否を検討
報告
適時開示統括責任者
開示書面の
作成指示
経営管理部
開示書面提出
適時開示統括責任者
上程
取締役会
監査役
開示有無に係る意見陳述
適時開示統括責任者
経営管理部
証券取引所（TDnet）


【情報伝達のフロー】
【開示・書類作成のフロー】
発生事実に関する情報
各部長（適時開示責任者）
報告
経営管理部
開示の要否を検討
報告
適時開示統括責任者
開示書面の
作成指示
経営管理部
開示書面提出
適時開示統括責任者
報告
社長
監査役
開示有無に係る意見陳述
適時開示統括責任者
経営管理部
証券取引所（TDnet）


【情報伝達のフロー】
【開示・書類作成のフロー】
財務経理部
決算情報の取りまとめ
報告
財務経理担当役員
上程
取締役会
適時開示統括責任者
財務経理部
証券取引所（TDnet）